

執行機関の附属機関に関する条例(抄)

制 定 昭和 28. 4. 1 条例 35

(設 置)

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	大阪市不 動産評価 審 議 会	本市が取得し、若しくは処分し、又は賃貸借する不動産及びこれらの附属工作物の適正な価格及び賃料の評定に関する事務
	以下省略	

(委 任)

第 2 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

以下省略